

千葉県告示第955号

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号）第9条、第15条及び第19条の規定により、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管等の状況について、次のとおり公表します。

令和2年12月1日

千葉市長 熊谷俊人

1 対象事業者

令和元年度にポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管及び処分した事業者

2 縦覧期間

令和2年12月1日から令和3年11月30日まで

ただし、土・日・祝日及び年末年始を除く

3 縦覧場所

千葉市中央区千葉港2番1号

千葉中央コミュニティセンター2階 産業廃棄物指導課